

平成25年3月定例教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成25年度3月25日(月) 三好市教育委員会 会議室
開会 午後14時00分
閉会 午後16時00分

(2) 出席委員の氏名

委員長 小松 正 委員長職務代理者 岡本 佳代子
委員 森本 久美子 委員 谷 敏司
教育長 倉本 淳一

(3) 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

◆出席職員

教育次長 田岡 啓子
学校教育課長 伊原 清幸 スポーツ健康課長 辺見 進一
文化財課長 中岡 久雄 教育指導主事 喜多 雅文
生涯学習課 山本 朱美

◆傍聴人 0名

(4) 議事録署名者の指名

岡本 佳代子 委員

(5) 報告事項

(倉本教育長)

3月1日、スポーツ施設整備基本構想答申受理とありますが、三好市のスポーツ施設をどう整備していくかを諮問いたしましたところ、審議会の方から答申をいただきました。後で、スポーツ健康課課長より詳細をご説明させていただきます。

同じ日に、3月議会が開会になりました。また、議会につきましては、次長よりご報告させていただきます。

3月6日、本庁で学校給食運営委員会を開催いたしました。年1回開くことになっており、三好市の学校給食の現状について報告をし、ご意見等をいただきました。その中で、新聞報道もありましたが、市内小学校でアレルギー反応で子どものまぶたが腫れ、病院に搬送して事なきを得たのですが、各学校にアレルギー反応に対する対応の仕方についての通知をしたところでございます。

3月11日から13日、議会の代表・一般質問が行われました。

3月12日、臨時教育委員会で全員の方にご出席いただきましてありがとうございます。教員人事異動の件についての教育委員会でした。

3月14日、臨時校長会がありました。これも人事異動の関係の校長会でございます。

3月15日、私は池田中学校の卒業式に行きましたが、各委員にもそれぞれの学校に出席していただきまして、ありがとうございます。今年も無事に卒業式を終了することができました。

3月21、22日、議会で文教厚生委員会がありました。

3月23日、一昨日になりますが富士正晴高校文芸誌授賞式がサンリバー大歩危でありました。小松委員長さんにご出席いただきまして、盛大に開催することができました。

行事予定ですが、3月28日に議会が閉会する予定です。4月1日、10時より辞令交付式を行います。また、ご足労ですがよろしくお願ひします。4月4日、毎年行われておりますが、県と市町村教育委員会の連絡協議会が13時30分から総合教育センターで実施される予定です。4月7日、紅葉杯少年野球大会が三野のグラウンドであります。これは小松委員長さんに行っていただくようお願いしております。4月16日、10時から辻小学校で、20日、11時30分から西祖谷中学校で竣工式を行いますのでご出席よろしくお願ひします。4月24日、13時からこれも毎年行われている徳島市役所で市町村教育委員会連合会総会があります。ご出席よろしくお願ひします。4月の定例教育委員会になりますが、4月25日の木曜日の14時からはどうでしょうか。

(委員)

大丈夫です。

(倉本教育長)

では、この日程でよろしくお願ひします。以上です。

(辺見課長)

私の方より三好市スポーツ施設整備基本構想について説明します。資料をご覧ください。整備基本構想につきましては目的として、近年、核家族や少子・高齢化社会、情報化社会等の到来によって、社会環境が変化する中、市民の健康づくりや生きがいくりに対する意識は高まりを見せており、運動やスポーツの果たす役割や意義が重要となっています。こうしたことから、三好市では「これからの三好市が目指すべきスポーツ振興の方向性を明らかにし、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していく。その指針として、平成23年2月に「三好市スポーツ振興基本計画」を策定し、「みんなが主役 生涯スポーツのまち 三好市」の実現に向け、各種事業を展開しているところであります。

そこで、市民のスポーツ活動を支える「場」である体育・スポーツ施設の整備に努める必要があり、既存施設の現状・課題などを把握し、施設の新設、統廃合も含め、施設整備を計画的に推進するため、本基本構想を策定するものであります。

この基本構想を現在作っており、3月1日から3月31日までの間、パブリックコメン

トを募集しています。このパブリックコメントが終われば正式に策定され、これからの三好市のスポーツ施設について進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(田岡次長)

3月議会について報告をさせていただきます。

まず、一般質問は、5名の議員からありました。

西内議員、千葉議員からは、いじめや体罰関係についての質問がありました。教育長が答弁いたしました。内容につきましては定例会ですでに報告しているようなことばかりです。省略させていただきます。

大黒議員からは、市民グランドゴルフ大会を市主催で行う意向についての質問があり、現在、三好市体育協会を通じてグランドゴルフを含む19の加盟団体に対して助成を行っているが、他の団体も同様に市主催の大会は考えていないと答弁しました。

また、並岡議員からは、学校給食の食物アレルギーの対応についての質問があり、本年2月、市内小学校児童がアレルギーにより救急搬送される事案があったことを報告し、再度アレルギー調査の徹底等を指示し、安心安全な給食の提供に努力すると答弁致しました。

最後に大浦議員からは、三野町清水の堤外地利用計画についての質問があり、現在、サッカー場の整備計画を国へ申請中、今後、四国三郎の郷と連携して県西部のスポーツ交流拠点として施設整備予算の計上に努めると答弁いたしました。

議案質疑は、駅伝関係の補助金内訳について、文教厚生常任委員会では、2日間の日程で細部にわたる質問等があり、担当課長が答弁いたしました。

質問内容は、文化財課関係の条例については、条例設置の必要性の有無、組織の委員については公募制への要望などがありました。また、社会体育施設条例の一部改正については、三野地域の使用料の値上げに関連した質問がたくさんありましたが、市内の社会体育施設使用料基準の統一化に理解をお願いしました。

当初予算に関しては、要保護児童・生徒への扶助費の内容や西井川小学校建設費関係、また、総合体育館などの施設の保守点検委託料予算は安全面を確保するためには不十分でないかなどの指摘がありました。

日程としては3月28日閉会の予定です。閉会日には、お手元に配布してあります事業概要調書による予算について、平成24年度の追加補正予算が予定されております。内容としては、小学校耐震改修工事として三縄小学校体育館、馬路小学校校舎の関係予算44,500千円、西祖谷中学校解体工事予算として42,000千円、中学校空調設置工事費で三野中学校と井川中学校の予算として61,050千円、池田幼稚園耐震改修工事設計委託料として3,190千円であります。

以上簡単ですが、報告とさせていただきます。何か質問はございませんか。

(小松委員長)

これは24年度の追加ですか。

(伊原課長)

25年度に予算計上を予定していたのですが、国の大型補正により前倒しで国が予算化しましたので、24年度に国の補助金がつき、24年度で計上し、事業は全て繰り越しになります。三好市の教育委員会としては、25年度に予定されていた事業としては予定通りですが、会計上は24年度の会計になるということです。

(岡本委員)

空調設備は高いですね。

(伊原課長)

そうですね。空調設備はいままでもいろいろなところから学校関係の空調化を言われましたが、一般家庭にエアコンを10万円、20万円を入れるのとは全然額が違います。学校に20台入れても1台10万円なら200万円で出来るのではないかと思うかもしれませんが、電気設備全てがやり直しになりますので、1千万、2千万円は必要となります。

(谷委員)

今回、三野中、井川中が入りますが、他はどうなのでしょう。

(伊原課長)

他は耐震工事の関係でエアコンが導入されています。残り2校でしたので、中学校は全て入れようということになりました。小学校への導入の計画はまだありません。

(小松委員長)

小学校はもう終わったのではないのですか。

(伊原課長)

小学校はほとんど入っておりません。

(倉本教育長)

なぜ中学校を優先するかと言いますと、夏の補習授業などがありますので、そこから整備しました。しかし、辻とか西井川小学校もエアコンがついたので、これからは小学校の空調化の要望もでてくると思います。

(小松委員長)

竣工式など、行事の出欠確認について今決めておきますか。

(伊原課長)

5件ほど出欠確認をしたいものがありますので、参加だけ確認させていただけたらと思います。

4月1日の辞令交付式、4日の県の連絡協議会、16日の辻小学校の竣工式、20日の西祖谷中学校の竣工式、24日の市町村教育委員会の連合会の総会のご出席の確認だけさせていただきます。

初めに1日の辞令交付式はどうでしょうか。

(委員)

大丈夫です。

(伊原課長)

全員参加ですね。お願いします。

では、4日の連絡協議会はどうでしょうか。

(小松委員長)

どうでしょうか。私は行きます。

(谷委員)

すみません。欠席いたします。

(森本委員)

私も同じです。

(岡本委員)

私は、行きます。

(小松委員長)

では、4月4日は2人でお願いします。

辻小学校の竣工式はどうですか。

(岡本委員、谷委員、森本委員)

行きます。

(小松委員長)

では、全員参加でお願いします。

西祖谷はどうですか。

(岡本委員、谷委員、森本委員)

行きます。

(小松委員長)

ではこちらも全員参加でお願いします。

24日の市町村の総会はどうですか。

(岡本委員、谷委員、森本委員)

すみません。参加できません。

(小松委員長)

では私だけの参加でお願いします。

竣工式の分については手紙とハガキが入ってましたが、ハガキはどうでしょうか。

(伊原課長)

後でお預かりします。

(倉本教育長)

この予定に入っていないんですが、4月9日は入学式がありますので4月は度々出ていただくようになりますがよろしくお願いします。

(小松委員長)

行事関係は以上でよろしいでしょうか。

(6) 議題および議事の概要

【議題】

- ① 2月定例会議事録の承認について
- ② 三好市高度へき地学校児童生徒支援事業実施要綱の制定について
- ③ 三好市奨学金貸与規則の一部を改正する規則の改正について
- ④ 三好市歴史的風致維持向上計画協議会設置要綱の廃止について
- ⑤ 平成24年度三好市教育委員会の評価について
- ⑥ 平成25年度三好市教育委員会辞令交付式について
- ⑦ その他

(小松委員長)

議題に入りたいと思います。

議題①2月定例会議録の承認についてです。どうでしょうか。

(委員)

大丈夫です。

(小松委員長)

このままで承認ということをお願いします。

議題②三好市高度へき地学校児童生徒支援事業実施要綱の制定についてです。

(伊原課長)

資料をご覧ください。三好市高度へき地学校児童生徒支援事業実施要綱ということですが、高度へき地は東祖谷の学校が対象になりますが、いままで給食費を1日80円の補助をしていましたが、給食の方の担当と確認しますと、給食費80円を補助する必要はないということで、新たにこの要綱によって、他の教育活動に支出できる内容に変更します。額についての変更はありません。25年度から東祖谷地区の小中学校に対する助成を行う要綱になります。

(小松委員長)

現在、東祖谷だけですか。

(伊原課長)

はい。

(谷委員)

高度へき地の指定の基準は何かあるのですか。

(倉本教育長)

基準は細かく規定されています。例えば、テレビの受信状況とか、水道施設の有無とか、市役所までの距離などの点数によって準級、1級、2級、3級となっている。高度ですの

で、3級以上のへき地が該当する。三好市の場合は東祖谷だけが該当する。

(伊原課長)

東祖谷は、学校単独で給食を作っていたところもあり、学校によって材料の単価が違っていました。しかし、統合によって子ども達にハンデはなくなった。今度は当然高度へき地ということで、全児童生徒が支給対象になりますので、同じ金額のまま学用品に使えるようにしたいと思います。そのためには、実施要綱がないと出来ませんので振り替えのための要綱を作り、25年の5月1日から施行ということでお願いします。

(4月1日、辞令交付式後の追加説明により、下記の内容に変更させていただきます。)

(小松委員長)

5月にする意味は何かあるのですか。

(伊原課長)

告示等の周知期間が必要となりますので、4月1日付には間に合いません。

(森本委員)

これは品物で渡すのですか。お金で渡すのでしょうか。

(伊原課長)

現金で支給します。

(岡本委員)

目的に書いてありますが、徳島県の条例であるわけですか。

(伊原課長)

徳島県の条例は指定です。へき地の3級、4級の指定です。

(岡本委員)

ではこれは三好市独自の事業ですか。

(伊原課長)

そうです。

(岡本委員)

給食費については、ハンデがないというので学用品に切り替えるというのは大丈夫なのですか。

(伊原課長)

給食費でなければいけないという決まりはありません。へき地地域の子ども達の教育振興に援助しなさいという法律の下にあります。どれくらいの援助をしなさいというのも規定はありません。

(森本委員)

予算は市から出るのですよね。

(伊原課長)

はい。

(岡本委員)

へき地教育を支援するという国の法律があるのですよね。

(伊原課長)

あります。へき地教育振興法で、各自治体はへき地対象の学校の支援をする。

(岡本委員)

それに基づいた事業ということですね。

要保護及び準要保護児童生徒並びに特別支援教育就学奨励費受給児童生徒は、支援対象としないとありますが、どうなのでしょう。

(伊原課長)

それは、また別の助成措置があります。

(岡本委員)

へき地としての助成措置ですか。

(伊原課長)

いえ、へき地でなくても要保護や準要保護の場合は別に学用品等の助成がありますので、それ以外の方を対象にしております。

(岡本委員)

しかし、これはへき地に対する支援なのに、要保護や準要保護は家庭的に困窮家庭に支援するものなので、へき地に対する支援とは違うのではないのでしょうか。

池田小学校の準要保護の子と東祖谷小学校の準要保護の子では金額は一緒ですね。

しかし、これは高度へき地に対する支援なので、例えば遠足に出かけたりしたら交通費がたくさんいるというようなことに対する支援ですね。それだったら目的が違うので、要保護や準要保護の子にもそういう目的の補助であればすべきではないのでしょうか。

(谷委員)

たぶん、岡本先生が言っているのは、池田と祖谷と比べて一般の子が祖谷の子は支援がいられますよね。準要保護の池田の子と東祖谷の子を比べた時に差があるのですかということではないのでしょうか。だからここで、外すのはおかしいよねという話になる。

(岡本委員)

支援の目的が違いますね。

(倉本教育長)

表の中に支援費目という項目があるが、例えばここに何が入るのか。

(伊原課長)

学用品と聞いています。教材費の集金がありますよね。

(岡本委員)

へき地だからと言って価格が特に違うというのは、給食費だったら先程の説明があったように、いままで東祖谷で作ると池田で作るとでは同じものでもコストが違う。それは明確なへき地のハンデが見えているけど、学用品がはたしてハンデがあるのか。要保護、準要保護の生徒には適応されないというのには矛盾があるのではないか。

(倉本教育長)

要保護、準要保護の子は支援を受けているので対象から外して、それ以外の子と町の子では差があるのでへき地の子を支援して格差を少なくしましょうという目的がある。

支援費は、教育委員会で定めるような設定がある。今、谷さんが言われていたように修学旅行であればそっちへ持って行って使うことが出来るし、遠足の費用なんかにも使えるのではないか。ノートを買ったりするだけではないのではないか。

(岡本委員)

要保護、準要保護は私が教員時代はノートとか傘とか現物支給をしていた。また校外活動費は遠足に行くときはバス代の補助の活動費に、学校教育全般に対する支援なのであります。要保護の池田の子と東祖谷の子は額が違うのですか。

(伊原課長)

一緒です。

(岡本委員)

支援したことで一般の子と同レベルにしているわけですよ。さらにへき地がための支援なのでそれはこの子達も受けるべきではないか。

(小松委員長)

例えば、要保護、準要保護の子は無料になっていて、一般の子は負担している。だから、負担している子のを補助しますということであれば合理的だと思う。しかし、要保護や準要保護がそういったこと以外、学校とか教育に関してどのような補助があってしているからそれは必要ないんですとか、同じようにしなければいけないということはあると思いますがその部分がはっきりわからない。

(倉本教育長)

町の子の生活水準がこことすると、準要保護の子は収入が少ないので、補助してここまで上げましょう。高度へき地の子が経済的な理由で格差があるからそれに対して補助してこのレベルに上げましょうというものなのだと思います。

場合によっては学用品の費用ということで、お金を渡して水準を上げるという方法もあるのだと思いますが、高度へき地という自然条件、経済条件の低いところの子を格差がなくなるように上げようということだと思います。

(谷委員)

給食費なら要保護、準要保護の子はいらんとしているのは水準がここまで来たので、へき地の子でも要保護、準要保護の子ならそこまで上げて給食費もゼロで揃っているよとすれば理解が出来ます。

(倉本教育長)

たぶんそうだと思います。なお、確認してみます。一応要綱だけはこれでスタートさせてもらいたいと思います。

(伊原課長)

その点については、担当に確認し、後日説明します。

(小松委員長)

ではとりあえずこの件に関しての要綱は承認ということでよろしいでしょうか。

次に、議題③三好市奨学金貸与規則の一部を改正する規則の改正についてです。

(伊原課長)

以前にお話をさせてもらったと思いますが、三好市の奨学金の返済の時の免除制度は、井川町の奨学金制度を引き継いで三好市の規則にしたのですが、免除制度の額を明記をしていませんでした。改正後、第13条ですが償還の一部免除は、5年以上経過した場合は貸与総額の5パーセント以内、10年以上経過した場合は貸与総額の10パーセント以内の金額とする。どれだけの免除をするかということをも明記させていただきました。

それから、第14条については免除を受ける場合には奨学金の滞納がないということが条件ですという、この2つを三好市奨学金貸与規則の中に新しく入れさせていただいて改正になります。

(谷委員)

5年以上10年以上経過というのは何から経過したことですか。

(伊原課長)

三好市に住所をおいた日からです。

(谷委員)

住所を置いた日からという免除規定があるのですか。

(伊原課長)

住所を三好市においているのが前提になります。これは13条より前に出てきます。

いままで井川町の場合は、井川町に戻って働きだして5年以上経過したら最大で45パーセント免除というのがあったのですが、条例にも規則にも明記されていませんでした。

(岡本委員)

三好市に住み続けたのに、総額の5パーセントでは少ないですね。私は思ったのですが、どこに住もうが5年真面目に払えば、5パーセント引いてくれる。10年以上返還し続けたら10パーセント引いてくれる。それだったらわかります。

(倉本教育長)

違います。三好市に住んでからになります。

(谷委員)

三好市に住めば免除するというのがありませんでしたか。

(倉本教育長)

免除の率が決められていなかった。

(谷委員)

全額免除くらいの認識でした。

(伊原課長)

全額ではないです。

(小松委員長)

イメージとしては残った金額の、5年いたら残った金額の半分は免除というイメージでした。

(伊原課長)

総額の45パーセント以内というのが井川町の時に広報に載っています。

(岡本委員)

5パーセントや10パーセントというのは少ない。

(倉本教育長)

5年経ったらだいぶ払っている。払うのは15年です。

(岡本委員)

では大方払っていたら、10年払っていて15年なら5年分の10パーセントではあまり意味がないのではないですか。

(伊原課長)

返済期間について、井川町の場合は本人の申し出により5年で払うという人もいます。普通でしたら15年返済してくださいとこっちが決めますが、いままでは15年の人もいるし、10年の人もいるし、5年の人もいる。5年で払ってしまった人は何パーセント免除すると言っても払ってしまっている。そういう曖昧な部分があったので、今回は5年以上住み続けて、5年以上経過した場合は貸した総額の5パーセントを免除しますよということです。

(岡本委員)

5年間で返還すると決めて返還した人は一番優秀ですよ。

5年間で払ってしまったら、その5パーセントは返してあげるのですか。

(伊原課長)

いえ、返しません。ですので、そういう規定がないので返済計画を出す時に教育委員会では、5年で返すとこの規定は受けられませんという説明責任が必要です。

(岡本委員)

それは矛盾しています。

(小松委員長)

地元に住んだら免除するということの趣旨から言って、この5パーセントとか10パー

セントからの数字はいいのですか。この数字では三好市に帰ってきて返していこうという気にならないと思います。5年いたら全額免除だとか半分は免除とかになると、帰って住もうかなという気になるが、5年住んで5パーセントでは帰る気にならないと思います。

(倉本教育長)

これって前に話しましたよね。

(岡本委員)

奨学金の説明の時に、そういうのをしたらいいという意見がありましたね。

(倉本教育長)

記述がちょっとわかりづらいですね。5年以上経過した時の前になにかつけなければいけないのではないですか。

谷さんが言われていたように、いつから5年以上経ったのかがわからない。

(小松委員長)

目的から言ったら意味がないような数字になってしまって、必要だからとややこしく数字を書いているだけであって、ここに住んでもらうというインセンティブになるようなものにしなければ意味がない。

(田岡次長)

5年経って、返す対象の子どもが25年度から初めて出てきますので、規定が必要となります。

(倉本教育長)

たしかに、10年以上経って残りを10パーセント免除と言うよりも、全額免除という方が魅力的ですよね。もう少し、わかりやすいように書いた方がいいですね。

(伊原課長)

三好市教育委員会の規定の中に、償還期間は個人の自由期間になります。こちらは15年で返してくださいと言うだけです。

(小松委員長)

まとめて15年経ったらどうなりますかとか、どれくらいのメリットがあるのかをわかるようにしないとこれでは聞いた人もわからないし、これで本当に三好市に住んでくださいという作った意味があるのかなと思います。三好市に住めば、免除しますということは三好市に住んでくださいということですよ。そのインセンティブになるようなものにしなければいけない。

住民票をおいて払ってもらおうというのであればこの数字になるかもしれませんが、前回話が出たときは、三好市に住んでもらおうという為の制度だったと思います。

(岡本委員)

その為に免除したほうが良いという話だったと思います。

(倉本教育長)

5月1日から施行なので、次回にもう一度協議してはどうでしょうか。

(伊原課長)

インセンティブを与える為には、もう少し三好市奨学金制度の枠や基準をはっきりしないと、自治体独自の制度なので、資金力の問題で、どのくらい三好市で免除できるかということになります。

(小松委員長)

住民票を移せばメリットがありますという趣旨をはっきりしたほうがいい。選考委員会の時は、三好市に住めばもう少し免除してもらえらると思っていました。

(伊原課長)

協議をしたとき、奨学金を借りて三好市に残る人が非常に少なく、免除額を多くすることに反対意見もでました。

(谷委員)

目的が何かということをはっきりさせないとわかりにくいと思います。

(倉本教育長)

第13条の償還の一部免除は、5年以上経過した場合という記述ですが、わかりにくい文章なのでもう一度5月に再提出したほうがいいと思います。5年以上が三好市に住みだして5年以上なのか、支払いをしてから5年以上なのか明記する必要があるのではないのでしょうか。

(伊原課長)

第13条の文章の前にあると思います。

(岡本委員)

第14条については免除を受ける場合には奨学金の滞納がないということと、三好市在住という条件をまとめた方がわかりやすいと思います。

(小松委員長)

これは、5パーセントとか10パーセントとか書くよりは半分とか全額とか書く方がわかりやすいとは思いますがそれはできないのでしょうか。

(伊原課長)

それはできないと言われました。

(岡本委員)

運営上ということですか。

(伊原課長)

財政的な問題です。

(倉本委員長)

井川町でこの条例で奨学金を受けている人がいるので免除制度の額を明記する必要がある。

(田岡次長)

今年から適用されるのは井川町の人だけですね。

(伊原課長)

いえ他の町村もあります。

(岡本委員)

井川町の人には井川の規則ができた時に奨学金を受けているので、そのままの条件ではないのでしょうか。

(谷委員)

その時の条件に明確な数字は記入されていないので決めなくてはいけないということです。

(岡本委員)

あとから規則をかえるのは大丈夫なのでしょうか。

(倉本委員長)

井川町の時には寄付金を、基金としてできた規則なので、免除ができる措置にしてみました。他の町村は各町村が負担していたので免除の制度がなかったみたいで、今回統一するために決めましょうということです。

(岡本委員)

井川町の時の基金はどのくらいあったのでしょうか。

(伊原課長)

合併した時に基金はなくなりました。だから、井川町の基金の残りがなくなった時に減免がなくなりますという制度であれば、新たに規則を作らなくてもよいのですが、三好市になって、一番いい制度が井川町の制度であった為、この制度を受け継いで新年度から対象者がいるということで、規則を見直すという事となりました。

(小松委員長)

この条例は三好市になってからずっとあり、これから先もずっとこの規則はあるということですか。基金がないのであればこの規則をなくした方がよいのではないか。もう一度制度の見直しを考えた方がいいと思います。

(岡本委員)

5パーセント以内とか10パーセント以内という、以内というのもあいまいな気がします。

(小松委員長)

残りが4パーセントだったらその4パーセントになるということで、後で返金するとかはないということだと思います。

(伊原課長)

極端に言えば、4年で払ってしまう人も現実にいます。

(岡本委員)

その人は免除制度は適用されないのですか。

(伊原課長)

免除はないです。4年で払ってしまった人の中には免除がいくらあったという説明もで

きていない人もいました。真面目に早くに払った人にはメリットはない制度でした。そういったこともふまえて、来月もう一度説明できるようにまとめてきます。

(小松委員長)

次の議案 ④三好市歴史的風致維持向上計画協議会設置要綱の廃止についてに移ります。

(倉本教育長)

三好市歴史的風致維持向上計画協議会設置要綱を廃止する要綱について説明します。資料のとおり、この要綱は平成22年10月29日付三好市教育委員会告示第37号で公布し、今日まで運用している要綱です。この要綱を廃止するというので、提案理由として資料のとおり、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、三好市歴史的風致維持向上計画協議会を執行機関の附属機関として条例で定めることとなったことから、この要綱を廃止するというを提案しています。この条例の提案につきましては議会に提案いたしておきまして、先週の文教厚生委員会におきまして満場一致でご決議をいただいております。本日の定例教育委員会で提案しまして、平成25年4月1日付けで廃止いたしますのでよろしくお願いいたします。

(小松委員長)

同じものは残るのですか。

(倉本教育長)

はい。残ります。

(谷委員)

どこに残るのですか。

(小松委員長)

執行機関として残るということですね。教育委員会にですか。

(倉本教育長)

いえ、三好市の執行機関になります。市の方で統一するというので、今回、協議会や審議会等の委員会を執行機関として集めて条例化するというので、教育委員会の要綱で定めていたものを市で条例化するために廃止することとなりました。

(岡本委員)

必要なくなるということですね。

(倉本教育長)

はい、そういうことです。

(小松委員長)

条例になったということでいいですね。

(岡本、谷委員)

はい。

(小松委員長)

つづきまして、平成24年度三好市教育委員会の評価について移ります。

(伊原課長)

資料のとおり、1.教育委員会の活動 2.教育員会が官に執行する義務 3.教育委員会が教育長に官執行を委任する事務についてのご説明をします。

評価はABCでいただきたいと思います。

教育委員会の活動について6項目の評価項目がございます。1項目ずついきましょうか。

(小松委員長)

毎年同じ事なので細かくではなく概要で特に今年変わった事とかからではどうでしょうか。評価は1回で終わるのですか。例年は2回にわけてしていたのですが。

(倉本教育長)

できれば本日1回で決めていただきたいと思います。

(小松委員長)

今回、最終まとめでしたいと思いますのでお願いします。

(伊原課長)

1.教育委員会の活動

(1)教育委員会会議の運営回数や工夫ということで、定例会は平成24年度で12回、臨時会は1回開催しています。移動教育委員会、休日委員会の開催は0回ということで、事務局評価はBという事にさせていただきました。

(2)教育委員会の会議の公開や市民への情報発信は、開催の告示は行っています。議事録はホームページに毎掲載しています。傍聴人は0人ですが評価はAとさせていただきました。

(3)教育委員会と事務局との連携は定例会の前の事務局会議、事前学習会の開催をし、定例会前に議題についての周知をしているということでAとさせていただきました。

(4)教育委員会と市長との連携ということで、市長との協議、学校の新設、耐震工事等の会議はその都度協議しています。特に、西井川小学校の新設工事につきましては十分な協議をさせていただいております。学校の情報基盤整備につきましても、市長との協議をさせていただきました。先ほどの議題の奨学金の償還の免除制度についての方向性も協議をさせていただき、市長との協議はその都度させていただいておりますので評価はAとさせていただきました。

(5)教育委員の研修につきましては、平成24年度は三好市のコンプライアンス研修、箸蔵寺における三好市の文化財現地視察研修、県主催また文科省主催の委員研修に参加をさせていただいておりますので、評価はAとしています。

(6)学校及び教育施設における支援、条件整備については、各旧町村別に6地区で教

育委員会による学校訪問をしております。馬路小学校、西井川小学校の建設に関する地元、保護者等の説明会では、現地に教育委員会として出向いて説明をさせていただきました。情報基盤整備計画につきましては、小・中学校のICT担当の先生方と協議をしながら進めてきました。評価はAとさせていただきました

(1)～(6)の項目でのトータルの事務局評価をAとさせていただきました。

2.教育委員会が管理執行する事務

(1)教育行政に関する方針等を定めることとして、24年度の実施内容は、三好市教育振興計画に基づき重点目標を決定し、各課において24年度の取り組みについて自己評価をいたしました。評価をAとしました。

(2)学校、公民館等の設置及び廃止に関することとして、教育振興計画に基づき学校規模の適正化を推進していくため、24年度は西岡小学校・幼稚園の廃止、西祖谷中学校の移転による三好市の学校設置条例の一部改正、大野小学校の休校についての承認、東谷・太刀野山・漆川・馬場・西山・出合・野呂内・河内・西宇・平野・善徳・有瀬の各小学校の廃校についての承認を得ております。また太刀野山・馬場・西山等の幼稚園の廃園についても承認を得、決定しています。24年度の評価はA評価としています。

(3)教育委員会事務局および教育機関職員等の任免に関して、教育委員会事務局の人事異動に関しては市長に内申を行っております。また幼稚園・特別支援員・学校給食調理補助員・臨時作業員等を採用し、例年と同様A評価としています。

(4)褒章・懲戒に関することとしましては、24年度は特にございませんでしたので評価をBとしました。

(5)県費負担教職員の任命及び人事の内申に関することについては、教職員管理職登用受審者を報告し、また、県教委に対し人事異動の内申を実施。その結果、意向がほぼ人事異動に反映されました。ということでA評価としました。

(6)教育委員会の規則及び規程の制定または改廃に関することについては、三好市遠距離児童生徒通学費補助等に関する要綱の制定や幼稚園評価について規則、要綱の改正等、資料の通りこれだけの規則制定・改廃をしてきました。よってA評価としました。

(7)教育予算その他議会の議決を経るべき議案に関することについては、市議会の定例会が4回、当初予算や補正予算の提案をしてきました。また、西祖谷中学校の移転とか廃校の手続き、そのほか三好市歴史的風致維持向上計画協議会設置条例の条例案の改正ということで事務局評価をAとしました。

(8)教育委員会所管の各種委員会等の委員の任命及び委託に関することとしまして、平成24年度使用中学校教科用図書採択協議会委員の選任、就学指導委員会委員、特別支援連携協議会委員、文化財保護審議会委員、社会教育委員、三好市青少年育成センター運営委員の委嘱をしたことで評価をAとしました。

(9)文化財を指定し、又は変更することについては、「徳善からくり襖絵」「高ノ瀬オ

オヤマレンゲ群落」を指定し、評価をAとしました。

(10) 通学区域を設定し又は変更することとしましては、閉校に伴い三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の改正をしました。評価はAとしました。

(11) 教育事務の管理、執行状況の点検及び評価に関することとして、主にエドバイザーの意見を聞き、教育委員の方に最終評価を受けてきました。評価はAとしました。

(12) その他につきましては就学援助費交付対象者の認定44人、奨学金の受理決定数15人、体罰に関する実態調査を独自で行っているということでA評価としました。

総合評価につきましては1.教育委員会の活動はA評価が全体の83.3パーセント、2.教育委員会が管理執行する事務はA評価が全体の91.7パーセントとなり、総合評価基準のA評価がどちらも75パーセント以上ということでAとなりました。

1.と2.までについて、いかがでしょうか。

(谷委員)

昨年度と変わったところは、1.教育委員会の活動の(4)教育委員会と市長との連携のほかにありますか。

(伊原課長)

それと2.教育委員会が管理執行する事務の(1)教育行政に関する方針等を定めることです。

(岡本委員)

該当者がいなかったという2.の(4)褒章及び懲戒を行うところはB評価というのはどうでしょうか。

(小松委員長)

該当者がいないのは評価すべきではないと思います。

(岡本委員)

B評価ではなく空欄ではいけないのでしょうか。

(伊原課長)

本年度に細田選手がいましたが、三好市と共同でしたため、教育委員会単独ではできなかったということもあります。

(岡本委員)

それは教育委員会も関与したということではいけないのでしょうか。

(田岡次長)

何らかの事案を対処したという事で該当するのではないのでしょうか。

(岡本委員)

教育委員会が市とともに褒章を発した内容は適切かという点では適切と思います。実施状況が空欄でもB評価にはならないと思います。何にもしていないというのではなく、細

田選手のことでも教育委員会も関わってましたよね。

(伊原課長)

はい。

(岡本委員)

実施状況に細田選手のことを入れて、十分にできたのであればA評価でいいと思います。まだ、充分なことができていないことがありましたか。

(伊原課長)

それはないと思います。

(岡本委員)

それならば、A評価にしてはどうでしょうか。あと、1.のB評価は仕方がない事だと思います。移動教育委員会とか工夫がなかったという点ですね。

(伊原課長)

移動委員会や休日委員会はできていません。

(岡本委員)

必要がないためにしていないという事ですね。

(小松委員長)

では、2.の(4)が空欄ではいけないので、細田選手のことを入れますか。

(伊原課長)

細田選手のことでは、三好市だけでなく教育委員会も協力して関わって来ましたので市長部局と共同で記載させていただきます。

(谷委員)

2.の(2)休、廃校の件ですが、本当にこれでA評価でいいのか疑問を感じます。三好市教育振興計画に基づき、学校規模の適正化を推進したかという事で自信をもって言えないと思いますが。

(岡本委員)

できるところはしたと思います。

(谷委員)

今からこれを変えるという事ではないのですが、例えば1学年に10名以上の確保をするとかそういった取り組みはできていないと思います。

(岡本委員)

できるところはできていたと思います。三好市振興計画にもある地域の意向を重んじるというのはできていないかもしれませんが、精一杯の努力はしてきたと思います。

(伊原課長)

休校に関しては、学校の地域の方やPTAの方々と、出向いて行って充分協議をさせていただきました。廃校に関しても同様で、地域の意向も重んじながら進めてきました。

(谷委員)

点検・評価内容の欄ですが三好市教育振興計画に基づき、学校規模の適正化を推進したというよりは休校、休園、廃校等の事務的な手続きをしてきたとすべきだと思います。本年度は今までになくたくさん廃校をしてきたと思いますが。

(岡本委員)

整理はできたと思います。

(伊原課長)

点検・評価内容の書き方がちがったと思います。

(谷委員)

休校だった学校を廃校にして、事務的に整理してきた点では A 評価でいいと思います。休廃校の事務手続きに変えたほうがいいと思います。

(小松委員長)

あと事務手続きとして、(12) その他の体罰に関する実態調査がありましたが、三好市教育委員会で独自調査をしましたが、県教委からも調査があり重複した点では適切だったのでしょうか。

(倉本教育長)

市が先に独自調査しました。

(小松委員長)

学校現場ではそれをどのように感じていますか。

(倉本教育長)

国が調査するという事が確定していなかったため、早く調査しなければいけないと思い、先に準備をはじめました。国や県で調査があるとわかっていたら、する必要はなかったと思います。

(谷委員)

教育委員会で調査をすると報告を受けて、私を感じたことですが、国や県が調査はじめる前に市で準備できて進めてきたという点で評価できると思います。

(倉本教育長)

国が調査したのは4月1日から2月29日までの11ヶ月間の調査だったのですが、市が調査したのは学校に就学してから今までという形となっていたので、内容的には少し違ったという事になります。市の方が数字は多かったです。

(岡本委員)

子供と保護者ともに調査しましたね。

(倉本教育長)

それは、国の調査になります。

(岡本委員)

調査の方法も違いがありますね。

(倉本教育長)

子供の保護者の調査で、議会でも質問ができましたが、保護者が記名して押印する調査で、本当に正確な実態調査になるのかという事もありました。それに対しても教育委員会としては、告発の書類になるので、正確性を確保するためにも必要なことだったと思います。そういう点で、文科省の調査と市の調査は意味も違ったと思います。学校側も市の調査でたくさんの数字が出ていたので、危機感も持つようになったということでも無駄ではなかったと思います。

(小松委員長)

他はどうでしょうか。事務的な事とか主体になるのでこの評価でよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(小松委員長)

1、2は事務局評価のとおりでいいという事で、次の3.教育委員会が教育長に管理・執行を委任する事務に移ります。

(伊原課長)

3 教育委員会が教育長に管理・執行を委任する事務に関する事で、資料のとおり平成24年度は事務局評価とエドバイザーによる評価を記載しています。平成23年度の教育委員会の最終評価を載せています。9ページになりますが、簡単に上から説明します。

(小松委員長)

本年度は外部評価をうけることが決められているので、エドバイザーさんに評価をいただきました。事務局評価とエドバイザーさんの評価の違うところを重点的に見てはどうでしょうか。

(伊原課長)

エドバイザーと事務局の違いとして、人権問題解決への実践化のところですが、人権講師団の研修の開催、講師団講師の各種研修会への派遣を8回行ったので、事務局はA評価としました。エドバイザーの評価はBとなっています。理由はもとめていないです。

それから、地域文化の振興と継承で、活動としては文化伝承保存活動事業の実施が18団体、かずら橋資材確保でシラクチカズラの苗木作りを西祖谷中学校で実施しました。事務局評価はAでエドバイザー評価がBになっています。

市民参加型の市民文化祭の推進、活性化というところで、新しく担当部署となった文化交流推進課と連携して三好文化祭を実施。市民に文化意識の向上を図る啓発活動を実施しました。事務局評価A、エドバイザー評価Bとなりました。

スポーツ施設の有効活用と設備充実で、池田スポーツクラブや公民館活動において、市民誰もがスポーツに親しむことができるよう様々な講座を開講し、スポーツに親しむ環境を提供しました。池田スポーツクラブ定期講座は16講座、会員登録者数295人。また、三好市社会体育施設協議会を立ち上げ、三好市社会体育施設使用料金の改定を行いました。

西祖谷中学の移転により、体育館及びグラウンドを西祖谷一宇運動公園として、社会体

育施設として利用することに決定しました。事務局評価が A、エドバイザー評価が B となりました。

三野町堤外地運動公園の計画等について、平成 24 年度三好市スポーツ施設整備基本構想対策委員会を立ち上げ、体育施設の現状と課題を協議し、施設整備の基本方針及び今後の推進についてまとめました。事務局評価は A、エドバイザー評価が B となっています。

学校評価システムの確立と推進で、将来の学校運営協議会の設置を見据えた条件整備を推進するとともに、学校支援地域本部（学校支援ボランティア）の充実や拡大を図るという事で、学校支援地域本部事業に対する理解を深め、学校と家庭・地域社会が協力して児童生徒の教育に取り組むうえで、地域のニーズを大切にされた教育活動の推進に努めました。事務局評価は A、エドバイザー評価は B になっています。

小学校統合の推進のところで、耐震化の説明会と合わせた学校統合についての説明会は 23 年度に説明会を行い、24 年度はこれらを実施するように進めてきました。事務局評価は A、エドバイザー評価は B になっています。

（小松委員長）

エドバイザーの外部評価と事務局評価とでは、基本的には外部評価を尊重すべきだと思いますが、担当課として評価に問題があるという点はございますか。なければ、教育委員会の評価をエドバイザー評価にしたいと思います。前年度に比べてはどうですか。

（谷、岡本委員）

前年度 C 評価になっているところもあります。

（谷委員）

人権講師団の研修とか、研修会の講師団の派遣という点で、23 年度に比べて回数が増えたかどうかというのはありますか。昨年度は C 評価から評価が上がってきているという点で回数が増えただけか、内容的に変わったという点を知りたいのですが。何度か現地研修会にも人権講習会にも参加しましたが、内容的に厳しい意見もあったと思います。

（岡本委員）

人権研修の参加人数がどのくらいで、その内容をアンケートとかでまとめていると思いますが、その成果や内容が問題だと思います。

（倉本教育長）

生涯学習課長が出席できていないので、次回に説明ができるようにして評価を決めたいと思います。

（伊原課長）

市民向けの交流会や啓発はかなりしました。講師団の研修会も何回かしたということで事務局評価を A としました。

（小松委員長）

講師団の人材がなく、固定化して広がらないと聞いたのですが。内容もわからないので、次回に決定したいと思います。

できれば来年度からは事務局評価とエドバイザー評価との違いがある場合の理由も聞いてほしいと思います。

(中岡課長)

文化財課の方のエドバイザー評価の B は受け止めております。さらに A 評価になるように努めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

(小松委員長)

三好文化祭は担当もかわったこともあり、例年に比べて活発さもなかったように思えますが、成果はどうでしょうか。

(教育長)

例年と変わりはなかったと思えます。

(岡本委員)

去年は A で、今年 B になった理由は为什么呢。

(小松委員長)

去年のエドバイザー評価はないので、事務局としては A 評価でも外部から見たら B 評価になるというところがあるということでしょう。

(谷委員)

去年からの評価で、D 評価から B になっている文化財の見学会や史跡巡り等を通して児童生徒の地域文化財への理解、関心を高めるでは、何がどう変わったのでしょうか。

(倉本教育長)

去年はできていなかった部分です。

(中岡課長)

今まで文化財の防火訓練等もできていなくて、史跡巡りも含めて今年新たに行いました。この B 評価には新山古墳などを巡れるように説明板を設置し、地元の方々の協力も得て、わかりやすいルートの整備などもしました。そのようなことも含めて評価を B にしました。

(谷委員)

これは三好市児童生徒の理解、関心を高めるということで、児童生徒と限定されているのですか。一般市民も含まれるのですか。

(中岡課長)

児童生徒限定です。

(谷委員)

防火訓練は児童生徒も参加しているのですか。

(中岡課長)

児童は参加していませんが、そういった文化財があり防火訓練をしたという認識の周知を市報にも載せました。

(岡本委員)

新山古墳巡りは児童生徒を連れて行ったのですか。

(中岡課長)

県教委の史跡の先生のご協力をいただいて、地元の学校が見学に行けるように説明板を設置して整備をしたということで、実施したかどうかは学校の先生方にお任せしているところでは。

(岡本委員)

市報等でお知らせして、子供たちが行ってわかりやすいように環境整備したということですね。

(小松委員長)

先ほどの生涯学習課の評価は課長がいませんが B 評価としておきますか。

(山本さん)

はい。

(辺見課長)

身近なスポーツ施設を利用して、スポーツに親しむことができる多様なスポーツ環境を提供し、市民の健康づくり、生きがいづくりを推進するということは前年同様の事しかできていないので B 評価で仕方ないと思います。三野町堤外地の運動公園の計画化や学校体育施設の整備充実を図り、施設開放による有効活用を積極的に推進するというところは、23年度あった県からの補助制度が24年になくなりまして、三好市で負担してこの制度を進めていければよかったのですが、24年後半になって国の方で補助金の目途が付き、現在申請中になっています。もう少し早く手続きができれば、何もできない期間がなかったという点でエドバイザー評価が B になっていると思います。

(小松委員長)

B 評価でよろしいですか。

(辺見課長)

はい。両方とも B 評価をお願いします。

(小松委員長)

スポーツ健康課だけではないのですが、昨年度は A 評価が今年の評価が B になっている項目が何件かあります。各担当課で受け止めているとは思いますが、必ずしも良くなる評価ばかりではないという点も来年に向けて気をつけてほしいと思います。

(倉本教育長)

学校支援地域本部事業の点で、この事業は広めていきたい部分ですね。

西祖谷、井川、三野から今年は山城地区へと前向きに取り組めたと思います。

(岡本委員)

組織は充実したと思いますが、事業活動が取組んでいたかどうかということではないでしょうか。西祖谷の国見山に登るガイドをさせてもらって登ったのですが、そういったこととかももっとあったらいいと思いました。地域の人たちからも学校の草取りとか協力したいという声も聞きます。もう少しそういった活用をしてもいいのではないのでしょうか。

(小松委員長)

学校支援ボランティアの拡大はできたと思いますが、充実という点ですね。

(岡本委員)

そういったことでもう少し頑張っていたきたいと思います。

(倉本教育長)

耐震化でまだ、統合を進めなければいけない学校があります。耐震化をすませて、説明に行けてない学校もあります。そういった点で B 評価になると思います。

(小松委員長)

学校がなくなっていくのは、地域の人にとっては重要なことだと思います。

(岡本委員)

卒業式とかに行って、本当にそう思います。

(森本委員)

中学校とかは統合して通学するのに問題はないのですが、小学生の特に低学年の児童は、体力的にも統合して通学するとかという点ではどうでしょうか。

(教育長)

低学年の児童の通学の点は心配していましたが、例えば東祖谷の名頃の子供たちはバス通学を楽しんでいると先生や父兄からも聞きます。

(小松委員長)

名頃の児童は 5 年生ですが、1 年生ではどうでしょうか。例えば自分たちの子供や孫を小学 1 年生から 30 分バスで通学させるとなると心配になるのではないのでしょうか。

(岡本委員)

低学年になるほど、近くの学校に通うことと違って、遠くの学校に通うという精神的な面でも違うと思います。親や家から離れたところに行くという不安もあると思います。

(小松委員長)

大人から判断する感覚と小さい子供たちがもつ感覚とは違いがあるので、厳しいとは思いますが、まだ課題があるということで B 評価になると思います。

(伊原課長)

まだ課題があると思いますが、24 年度中に耐震化についての説明は完結したという評価は A でした。

(岡本委員)

小学校の適正規模について、地域保護者の意識や関心を高めたかという点ではどうでしょうか。

(倉本教育長)

耐震化は進めていけたけど、そういう点でやはり B 評価になると思います。

(伊原課長)

B 評価ということで。

(小松委員長)

私の意見ですが、低学年の子供を、統合にするだけでなく分校として残していく方法もあると思います。

(岡本委員)

どうしても低学年だけを分校にすると、ますます生徒の数も減ってしまうというところもあり、さみしくなってしまうと思います。

(小松委員長)

いろいろな考え方として、そういった方法もあるということも考えてほしいと思います。

(倉本教育長)

三好市全体の将来構想が示されていません。人数が少なくなる学校を、耐震化の問題と一緒にして解決してきました。ただ、旧町村には就学前教育の施設（保育所とか幼稚園とか）と小学校とを置くという方針は明らかにしています。外部から見ると将来的にはどうなるかというビジョンが見えにくいと思います。

(岡本委員)

美馬市のように計画には入れてませんよね。

(伊原課長)

三好市では厳しいと思います。

(倉本教育長)

地元の方々の意見を尊重しながら統合を進めていくと、こういった形になってしまうと思います。

(谷委員)

どこの学校も卒業式や入学式に行ってしまうのですが、例えば中学校では50人以上の卒業生に50人を切る入学生になる学校や、小学校では10数人の卒業生がいるのに、1学年10人未満の入学生の確保が難しくなり、早くこの問題を解決するために統合するというのも理想になります。

(倉本教育長)

現実的には耐震化を早く進めなければならず、学校を新築したために統合できなくなるというところもあります。

(小松委員長)

そういったことを思えば、東祖谷は充分理解を得られたと思います。他にはありませんか。

(谷委員)

児童生徒が犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止するため、情報モラル教育の徹底を図るでは、去年評価よりCに下がっているところが気になりました。

(岡本委員)

これは学校に聞かないとわからないですよ。

(倉本教育長)

そのとおりですが、学校ができるように支援をしていかなければならない課題です。

(岡本委員)

支援ができていなかったということですね。講師を呼ぶというような支援をするということですね。

(倉本教育長)

学校によっては講師を呼んで、携帯電話等の研修をするといったところもありますが、全体的にはできていません。

(小松委員長)

本日の協議で最終評価をつけていただいて、資料を全部見て問題があるところは、本日は全評価の説明をしていませんので来月の定例会で説明いただければと思います。

つづきまして、平成25年度三好市教育委員会辞令交付式についての議題に移りたいと思います。

先ほど出欠は取りましたが、時間は10時でしたね。

(伊原課長)

保健センターで時間は10時です。

(倉本教育長)

参考までにですが、資料にある人事異動集計表のことで、退職者が7名。転任者をご覧の通りで、養護の新任者6名と教諭が初任研者2名となり、他市町村よりの転入者が31/79名になり、今年の辞令交付式に出席者が全部来ても34～35名ほどになります。

(小松委員長)

つぎにその他に移ります。

(辺見課長)

三好市社会体育施設条例施行規則の新旧対照表について説明したいと思います。1月の教育委員会の定例会で改正をお願いしていたのですが、今回の3月議会に改正を提案しています。改正するところを少し説明します。

第2条の個人利用のところで体育施設の使用許可を受けようとする者は、というところですが、今まで総合体育館のトレーニングルーム、バトミントンや卓球については個人利用扱いとしています。個人利用扱いは使用申請を出していないので個人利用扱いにおいては許可申請をしないとしています。その関係で第2条の2と3を削除することとしています。

第8条の(2)の営利を目的とした事業を行わないこととなっていました。社会体育施設に料金設定を行っておりますので、営利目的とした事業を行わないということにそぐわないため(2)の削除をお願いしたいと思います。

附則として、平成25年4月1日より施行する。

(谷委員)

第2条の3の削除の件で、使用について申請をしなくていいので条例から削除するのはいいのですが、ただし、使用については中学生以上に限るとい条件もなくなってしまうのですか。

(辺見課長)

前述の条例で中学生以上という記述があります。

(谷委員)

中学生以上と決まっているのですね。わかりました。

(小松委員長)

承認ということで終わります。

他にありませんか。

(岡本委員)

井内小学校のことで話がでたのですが、井内小学校が避難施設になっていますが、避難の物資が旧井内の役場に保管しているため、実際に避難した場合そこまで取りに行くのが不便だということで、小学校の空いている教室等にそういった物資の保管ができないかという事と、避難できる場所を地域の集まり等に利用できないかという提案もありました。

池田で行われている市民大学講座とかも他町村から行くのに、行きたい気持ちがあっても行きにくいという意見もありました。スポーツ健康に関する事で、体育館施設の開放もそうですが、お年寄りができるスポーツ用具があればいいなという意見もありました。

(辺見課長)

体育館施設は開放もできますが、スポーツ用具の貸し出しはまだしていません。

(田岡次長)

物資を支所から旧の役場に移したところです。

(岡本委員)

去年の避難時に不便だったそうです。

(伊原課長)

防災に関しては、どこにどんな被害があるか予測できないので、物資を小学校に保管するとなると、三好市全体の話となれば難しいと思います。被害があったところだけ早く物資を運ぶかという問題になります。

(倉本教育長)

もう少し検討してみないといけないと思います。

(岡本委員)

そうですね。

(倉本教育長)

平成25年度の井内幼稚園の件で、園児が2名になり先生が1人になります。安全面で先生が1人というのを考えて、幼稚園を小学校の耐震化も終えたので小学校の中に置くという事になりました。ご了解を得たらと思います。

(岡本委員)

それは良いことだと思います。

(小松委員長)

では、以上で終わります。お疲れ様でした。

以上

平成25年第1回臨時教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成25年度4月1日(月) 三好市保健センター 会議室
開会 午前10時40分
閉会 午前11時

(2) 出席委員の氏名

委員長 小松 正 委員長職務代理者 岡本 佳代子
委員 森本 久美子 委員 谷 敏司
教育長 倉本 淳一

(3) 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

◆出席職員

教育次長 林 清和
学校教育課長 伊原 清幸 スポーツ健康課長 辺見 進一
文化財課長 中岡 久雄 教育指導主事 喜多 雅文
生涯学習課長 鈴木 良英
学校教育課長補佐 安宅 広樹
学校教育課主事 谷 直哉

◆傍聴人 0名

(4) 議事録署名者の指名

岡本 佳代子 委員

(5) 議題および議事の概要

【議題】

- ① 三好市高度へき地学校児童生徒支援事業実施要綱の制定について
- ② 三好市奨学金貸与規則の一部を改正する規則の改正について

(伊原課長)

前回の定例会におきまして、三好市高度へき地学校児童生徒支援事業実施要綱について、また、三好市奨学金貸与規則の一部を改正する規則の改正についての説明が十分でなかつ

たため、本日、再度、担当より、説明させていただきたいと思います。

(安宅補佐)

まず、これまで助成対象としていた給食費については、へき地としての格差が現状ではないため、今回の改正によって給食費を対象から外し、他の費目で支出することを可能とするための改正です。

また、要保護や準要保護の児童生徒については、学校教育の経費は扶助費で支給されていますので、これまでと同様、この制度の目的としています学校教育の水準の向上という観点以外には支給されませんので、支給対象から外しています。

5月1日付の施行日につきましては、告示機関の確保が必要となるため、5月1日付としました。

(伊原課長)

奨学金の免除額につきましては、財政部局との協議により、Uターン施策については、奨学金を貸与された人だけの制度でなく、もっと広い対象者を考える必要から、別な制度を考えるため、免除額については改正案でお願いしたい。

(小松委員長)

いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(小松委員長)

それでは、この2件については承認されました。

以上で、臨時会を終了します。